

公 示

一般乗用旅客自動車運送事業の事前確定運賃算定に用いる平準化係数について

「一般乗用旅客自動車運送事業の事前確定運賃に関する認可申請の取扱いについて」
(平成31年4月26日付け国自旅第31号)の規定に基づき、事前確定運賃算定に用い
る平準化係数を定めたので公示する。

令和4年8月18日

中国運輸局長 益田 浩

記

1. 適用する営業区域

広島交通圏	広島市（平成17年4月25日編入の旧佐伯郡湯来町の区域を除く）、廿日市市（平成15年3月1日編入の旧佐伯郡佐伯町、吉和村及び平成17年11月3日編入の旧佐伯郡大野町、宮島町の区域を除く）、安芸郡府中町、海田町、熊野町、坂町
-------	---

2. 平準化係数

1. 13

3. 適用日

令和4年8月18日

附則

1. 本公示は、令和4年8月18日から施行する。
2. 「一般乗用旅客自動車運送事業の事前確定運賃に用いる係数について」（令和3年2月3日付け中国運輸局公示第71号）については、令和4年10月31日をもって廃止する。